

令和6年
9月
から

第2子保育料完全無償化と 在宅育児応援手当支給事業対象拡充について

◆ 第2子保育料完全無償化

内 容 現在、年収約640万円未満に相当する世帯の第2子の保育料が無償となっています。令和6年9月からは、第2子の無償化にかかる所得制限を撤廃し、すべての世帯において第2子の保育料が無償となります。
※世帯の第3子以降は、同時入所や所得に関係なく、従来どおり無償です。

◆ 在宅育児応援手当支給事業

内 容 現在、年収約360万円未満に相当し、第2子以降の低年齢児(0～2歳児)を家庭で保育する世帯を支援する在宅育児応援手当支給事業を行っています。令和6年9月からは、所得制限を撤廃し、支給対象の拡充を行います。

対象児童 次の要件をすべて満たすもの

- ①南越前町に住民登録を有している生後8週から満3歳未満までの児童
- ②同一世帯内の第2子以降の児童

支給対象 対象児童の保護者であり、次の要件をすべて満たすもの

- ①南越前町に住民登録を有する児童手当の受給者
- ②対象児童を保育所等に入所させていない方
- ③職場復帰を前提とした育児休業給付金を受給していない方
- ④町税等を滞納していない方
- ⑤生活保護を受けていない方
- ⑥暴力団関係者でない方
- ⑦配偶者がいる場合は、配偶者が③～⑥を満たしている方



支給額 対象児童1人当たり月額1万円

支給期間 支給対象となった日の属する月の翌月から、支給すべき事由が消滅した日の属する月まで

申請方法 保健福祉課までご相談ください。

■ 問合せ 保健福祉課 ☎ 0778-47-8007

令和6年
10月
から

児童手当制度が変わります

児童手当制度は、児童を養育している方に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定やこれからの社会を担う児童の健やかな成長に役立てていただくための国の制度です。令和6年10月からの児童手当制度改正に伴い、支給額(月額)や支給対象者などが下記のとおり拡充されます。

		現 状		拡充後	
子どもの年齢	0～2歳	15,000円		15,000円	第3子以降 30,000円
	3歳～小学生	10,000円	第3子以降 15,000円	10,000円	
	中学生	10,000円		10,000円	
	高校生年代 (18歳年度末まで)	なし		10,000円	
所得制限		あり		なし	

- 3人以上の子がいる場合は、現在、18歳年度末までの子を第1子として数え、第3子以降が3歳～小学生修了までは手当月額に加算されますが、拡充後は22歳年度末までの子を第1子として数え、第3子以降である高校生年代までの子が手当月額に加算されます。
- 拡充後は、支給月が4月・6月・8月・10月・12月・2月(年6回)となります。

対象となる可能性がある方につきましては、9月中旬までに通知を送付しますので、ご確認をお願いします。

■ 問合せ 町民税務課 ☎ 0778-47-8015